

▶ 軽自動車の税額が変わります ◀

平成28年度から軽自動車税の税額が変わります。原動機付自転車や二輪車、小型特殊自動車等は一律で新税額へ、また四輪の軽自動車はその車両の初度検査年月（車検証に記載されています）によって、従来の税額・新税額・重課・軽課のいずれかの税額が適用されます。詳細は広報かがやき平成27年12月号又は市ホームページをご覧ください。

問い合わせ／市民税課諸税担当（内線2252）

納付／4月1日(金)現在の軽自動車等の所有者に対し、納税通知書を5月中旬に発送します。納期限の5月31日(火)までに指定の金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで納付してください ※口座振替の方は5月31日に引き落としとなります

減免／「身体障がい者・精神障がい者及び障がい者と生計を一にする方が所有する軽自動車等」及び「構造が専ら身体障がい者の軽自動車等」については、軽自動車税が減免になる場合があります。軽自動車税の減免を受けるには、5月24日(火)までに申請が必要です。なお、「身体障がい者・精神障がい者及び障がい者と生計を一にする方が所有する軽自動車等」の軽自動車税と普通自動車税の減免を重複して受けることはできませんのでご注意ください

減免申請時に必要なもの／①市民税課に備えの軽自動車税減免申請書 ②納税通知書（納付書・納めないで持参すること） ③障害者手帳 ④印鑑（シャチハタ以外） ⑤運転免許証（該当車両を運転する方のもの） ⑥同一生計であることが確認できるもの（同一生計の方の氏名が併記された健康保険証、源泉徴収票など） ⑦構造の減免を受ける場合は、車検証など構造が身体障がい者用等に改造されていることが分かる書類 ⑧マイナンバーの確認ができるもの（マイナンバーカード、通知カード等）

【軽自動車税の納税通知書が一部変わります】

■口座振替の場合

従来の用紙二つ折りの納税通知書から、今年度より「はがき」に変わります。はがき内側の記載内容をご確認ください。 ※継続検査（車検）のある車両については、口座振替後6月中旬頃にはがきで納税証明書付きの口座振替済通知書を送付しますので、ご確認のうえ、継続検査の際にご利用ください

■金融機関・コンビニエンスストア等でお支払いになる場合

従来の納税通知書と形式は同様です（用紙二つ折り）。右端が納税証明書となっていますので、継続検査（車検）の際にご利用ください。

▶ 納税は簡単・便利な口座振替をご利用ください ◀

市税の納付は口座振替をお勧めします。納期ごとに金融機関へ出向かなくて済みますので、忙しい方や金融機関が遠い方には大変便利です。また、納期限に口座から引き落としされますので、納め忘れがなくなります。簡単・便利な口座振替をぜひご利用ください。

問い合わせ／収税対策室管理担当（内線2260・2269）

口座振替の申込みができる市税／●市県民税（普通徴収）「期別納付・一括納付」 ●固定資産税・都市計画税「期別納付・一括納付」 ●軽自動車税「期別納付のみ」 ●国民健康保険税「期別納付のみ」

注意／納期限の日に残高不足の場合、口座振替の取扱いはできなくなります。後日送付される口座振替不能通知又は納付書にてお支払いください

その他／固定資産税・都市計画税の口座振替の申込みは、所有者名を記入していただくことになりましたので、事前にご確認をお願いします。また、口座振替済通知書は、発行しておりませんので、振替の状況は通帳でご確認をお願いします

申込み／口座振替は、収税対策室、両支所及び市内金融機関の窓口で申込みことができます。申込みの際は、預金通帳と通帳登録の印鑑、市役所から送付された納税通知書をご持参ください。口座振替の開始は、申込日から30日を経過した日以降に納期が到来するものからとなりますので、ご了承ください

【徴収の猶予、換価の猶予】

災害、病気、事業の休廃業などにより、市税を一時に納付することが困難な場合には、申請（分割納付の承認）により、財産の換価（売却）や差押が猶予されます。しかし、猶予を受けるためには、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供が原則必要です（猶予を受ける金額が100万円以下、猶予を受ける期間が3か月以内である場合は担保不要）。申請には資産、収入等の添付資料が必要で、猶予期間は1年以内（延長により最長2年以内）となります。詳細はお問い合わせください。

問い合わせ／収税対策室徴収担当（内線2266）

